

令和3年9月八戸市議会定例会

報 告 事 件

(その 2)

9 月市議会定例会に報告すべき事件

報告第34号	専決処分の報告について ----- (八戸市新美術館広場等工事請負の一部変更契約の 締結をすることの専決処分)	3
報告第35号	専決処分の報告について ----- (自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること の専決処分)	5

報告第34号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和3年9月27日

八戸市長 小林 眞

理 由

先に請負契約を締結した八戸市新美術館広場等工事について、設計変更により契約額を変更することを専決処分したから報告するものである。

処分第25号

八戸市新美術館広場等工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について
八戸市新美術館広場等工事の請負について、次のように一部変更契約を締結することを地方
自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和3年9月10日

八戸市長 小 林 眞

契約額「202,400,000円」を「210,386,000円」に変更する。

報告第35号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和3年9月27日

八戸市長 小林 眞

理 由

令和3年6月25日に八戸市新湊二丁目の市道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第24号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市道における道路の損壊による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和3年9月9日

八戸市長 小林 眞

- 1 金額 52,569円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。